

政令市では初のケースとなる「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（通称＝ノーマライゼーション条例）がこのほど誕生した。

条例は，障害者を権利の主体ととらえ，差別・虐待を禁止するとともに，自立・社会参加を支援するための措置を講じることで権利を享受できる地域社会にしていこうとしている。そのための施策を実施する責務が市にあると規定した。

要点の一つは「障害者」の定義で，障害は社会の障壁との相互作用によって生じるという考え方を取り入れたものになっている。

また，合理的配慮に基づく措置を行わないことも含め「差別」を定義し，例えば，教育では本人や保護者の意見を聴かず学校を決定すること，雇用では障害を理由に応募や採用を拒否することなどを禁止した。

「障害者の権利の擁護に関する委員会」を設置し，差別事案が起きた時は助言・あっせんを行えるようにし，市と障害者生活支援センター（障害者自立支

援法の相談支援事業者）を相談窓口にする。市長が勧告しても改善されないケースは，市長が公表する場合もある。

虐待については，発見した市民や事業者には市への通報義務があることを規定。福祉事務所と障害者生活支援センターを対応機関とし，生命に危険があるような場合は立ち入り調査もする。市に指導監査権限があるため，施設内虐待への介入も考えた仕組みを盛り込むことができたという。

このほか，障害者の自立と社会参加のためには移動支援やコミュニケーション支援，就労支援など必要だとして，市は家族の負担の軽減も含め，総合的な支援策を講じていくことにしている。自立支援協議会の設置も規定した。

施行は 2011 年 4 月で，差別事案に対するあっせん・勧告などは 2012 年 4 月から。また議論の経過など資料は市のホームページ「ノーマライゼーション条例制定 Web」で公開されている。

（福祉新聞・第 2521 号 2011 年 3 月 28 日）